

松前町避難行動要支援者避難支援計画

愛媛県松前町

平成26年9月
平成29年8月改訂

目次

第1章 基本的な考え方

1 趣旨	1
2 位置づけ	1
3 避難支援体制の整備方針	1
(1) 避難行動要支援者対策に対する基本的な考え方	1
(2) 避難支援等関係者となる者	1
(3) 避難行動要支援者の範囲	2
(4) 対象災害・地域	2
4 避難行動支援者連絡会議、要配慮者支援班の設置	2
(1) 推進体制としての避難行動支援者連絡会議の設置	2
(2) 災害時の要配慮者支援班の設置	3
5 避難行動要支援者に係る「共助力」の向上	3
(1) 自助意識の向上	3
(2) 共助の取り組みの促進	3
6 関係機関等の役割	4

第2章 避難行動要支援者名簿の作成等

1 避難行動要支援者情報の把握・共有の流れ	6
2 避難行動要支援者リストの作成等	7
(1) 避難行動要支援者リストの目的	7
(2) 避難行動要支援者リストの対象者、必要な個人情報、情報の入手方法	7
(3) 避難行動要支援者リストの適正管理	8
3 避難行動要支援者名簿の作成等	8
(1) 避難行動要支援者名簿の目的	8
(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者	8
(3) 真に避難支援等が必要な者の把握調査及び情報提供同意確認	8
(4) 避難行動要支援者名簿の記載事項	9
(5) 避難行動要支援者名簿（同意者）の整理	9
(6) 避難行動要支援者名簿（同意者）の提供先	9
(7) 避難行動要支援者名簿の更新	9
(8) 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援	10
(9) 避難行動要支援者名簿のバックアップ	10
(10) 避難行動要支援者名簿情報の適正管理	10
(11) 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務	11

第3章 避難行動要支援者の個別計画の作成

1 円滑な個別計画作成への働きかけ	12
2 個別計画の作成等	12
(1) 個別計画の作成方法	12
(2) 個別計画の記載事項	12
3 個別計画の共有、管理	13
(1) 個別計画の共有の範囲	13
(2) 個別計画の適正管理	13

4 個別計画の確認	13
-----------	----

第4章 避難誘導・安否確認体制の整備

1 避難支援等の実施体制	15
(1) 町における避難支援体制	15
(2) 地域における避難支援体制	15
(3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備	15
(4) ボランティア等との連携	15
2 情報伝達体制の整備	16
(1) 避難準備・高齢者等避難開始等の発表・伝達	16
(2) 避難行動要支援者への情報伝達	16
(3) 近隣協力員への情報伝達	16
(4) 避難支援関係機関への情報伝達	16
3 避難支援等関係者の安全確保	18
(1) 避難支援等関係者等の対応原則	18
(2) 避難支援等関係者等の安全確保	18
4 避難行動要支援者の安否確認の実施	18
(1) 避難行動要支援者の安否確認	18
(2) 安否確認情報の収集	18
(3) 近隣協力員による情報伝達、安否確認、報告	18
5 避難支援訓練の実施	19

第5章 避難所等における支援体制

1 指定緊急避難場所以降の避難行動要支援者への対応	20
(1) 避難行動要支援者の引継ぎ	20
(2) 避難行動要支援者の指定緊急避難場所から指定避難所への移送	20
2 指定避難所における避難行動要支援者への対応	20
(1) 開設の周知	20
(2) 避難所に設置される要配慮者班との連携	20
(3) 支援体制の確認	21
(4) 優先的支援の実施	21
3 福祉避難所	21
(1) 福祉避難所の確保	21
(2) 福祉避難所の指定	21
(3) 設置・運営等	21

別表1 避難行動要支援者の災害時の対応能力・災害時に配慮を要する事項	23
様式第1号 避難行動要支援者対象者リスト	25
様式第2号 避難行動要支援者名簿	26
様式第3号 避難行動要支援者確認書	27
様式第4号 避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）	28
用語の説明	30

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

避難行動要支援者避難支援計画*1（以下「避難支援プラン」という。）は、風水害や地震等の災害に備え、松前町（以下「町」という。）に在住する高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者*2」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者*3」という。）の避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等*4」という。）を迅速かつ的確に行うための情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立し、一人でも多くの生命と身体を守ることを目的とする。

2 位置づけ

この避難支援プランは、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、地域防災計画*5に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として、全体計画を定めたものである。

また、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿*6の作成に合わせて、平常時から、避難行動要支援者避難支援計画（個別計画*7）（以下「個別計画」という。）の策定を行う。

3 避難支援体制の整備方針

（1）避難行動要支援者対策に対する基本的な考え方

要配慮者の避難支援体制の整備にあたっては、避難行動要支援者を重点的・優先的に進める。

（2）避難支援等関係者となる者

災害対策基本法では、避難支援等関係者*8は「消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者」と規定されており、この避難支援プランにおける避難支援等関係者は、次のとおりとする。

- ① 町内各地区の自主防災組織
- ② 松前町民生委員・児童委員
- ③ 松前町社会福祉協議会
- ④ 愛媛県伊予警察署
- ⑤ 松前消防署
- ⑥ 松前町消防団

(3) 避難行動要支援者の範囲

災害対策基本法で、避難行動要支援者は「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」と規定されており、この避難支援プランにおける避難行動要支援者の範囲は、下記の要件に該当する者のうち、同居家族等の避難支援を受けることができない者とする。

ただし、社会福祉施設入所者・長期入院患者等については、対象外とする。

また、避難支援等関係者の判断により必要と認められた者や形式的要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るために求めてきた者についても範囲の対象とし、真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援から漏れないようにする。

- ① 70歳以上のひとり暮らしの高齢者
- ② 70歳以上の高齢者のみの世帯の者（2人以上）
- ③ 介護保険法に規定する要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者
- ④ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級（総合判定）に該当する者（心臓・腎臓機能障がいのみで該当する者は除く）
- ⑤ 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者で、療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知）に規定する程度区分のうちA・Bの判定を受けている者
- ⑥ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の1級及び2級の交付を受けている者
- ⑦ 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者
- ⑧ その他地域の民生委員・児童委員や自主防災組織が支援の必要を認められた者及び自らの命を主体的に守るために避難行動要支援者名簿への掲載を求めてきた者で、支援の必要を認められた者

(4) 対象災害・地域

避難支援プランは、風水害、地震等すべての災害を対象とする。また、予想される南海トラフ地震に備えるため、対象地域は、松前町全域とする。

4 避難行動支援者連絡会議、要配慮者支援班の設置

(1) 推進体制としての避難行動支援者連絡会議の設置

町は、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、避難行動支援者連絡会議を設置する。避難行動支援者連絡会議は、関係機関と連携し、避難行動要支援者の避難支援対策を推進する。

避難行動支援者連絡会議は、横断的なプロジェクト・チームとして位置づけ、町の防災担当部局及び保健福祉担当部局で構成するが、避難支援体制の整備推進に当たっては、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等避難支援等関係者の参加

を得ながら進める。

避難行動支援者連絡会議は、避難行動要支援者情報の共有化、避難支援プランの全体計画や地域防災計画に盛り込む事項の検討や、それに沿った役割分担を検討する。

(2) 災害時の要配慮者支援班の設置

災害時に、町災害対策本部の保健福祉対策部内に要配慮者支援班*9を設置する。基本的に町災害対策本部の保健福祉対策部内職員で構成し、避難行動要支援者や避難支援等関係者への避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所に設置される要配慮者班*10等との連携・情報共有、単独の避難所で対応できない場合の広域調整等を行う。

5 避難行動要支援者に係る「共助力」の向上

(1) 自助意識の向上

まずは、一人ひとりが自分や家族の身は自分で守るという意識のもとに行う「自助」が大切である。

そのため、高齢者、障がい者自身が避難について考え、発災時や発災のおそれが生じた場合に、自らの身を守るための主体的な行動をとることができるよう、町は講習会や広報紙を通じて、家具固定等の室内安全化や備蓄、避難所などの防災知識の普及に努め、自助意識の向上を図る。

(2) 共助の取り組みの促進

① 共助の重要性

避難行動要支援者は、その身体的な特性等により、自助が困難である場合が想定されることから、発災時に円滑かつ迅速に避難支援等を実施するためには、隣近所への声かけや安否確認、さらに自主防災組織などによる組織的な安否確認、避難誘導等の「共助」が確実に行われる取り組みが重要となる。

このため、町は、「地域の人地域で守る」を基本とした「共助」の重要性について、自主防災組織等の地域に対して、積極的に啓発・周知を行うものとする。

② 避難支援等関係者の研修

地域の防災力の質を高めるために、避難支援等関係者自らの生命や安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえるよう、自主防災組織や民生委員・児童委員などに要介護高齢者や障がい者等との関わり方や避難行動要支援者名簿、個別計画の活用などについて研修会を開催する。

③ 避難行動支援に係る地域づくり

住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するために、平常時から地域づくりを進めておくことが重要である。

このため、自治会や自主防災組織等の地域においては、日頃から訪問活動や諸行事の案内などを通じた一層の地域交流を図り、避難行動要支援者自身が地域に溶け込んでいくことができる環境づくりと、緊急時には遠慮なく連絡ができるといった日常生活における関係づくりに努めるものとする。

町においては、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携しながら、自治会や

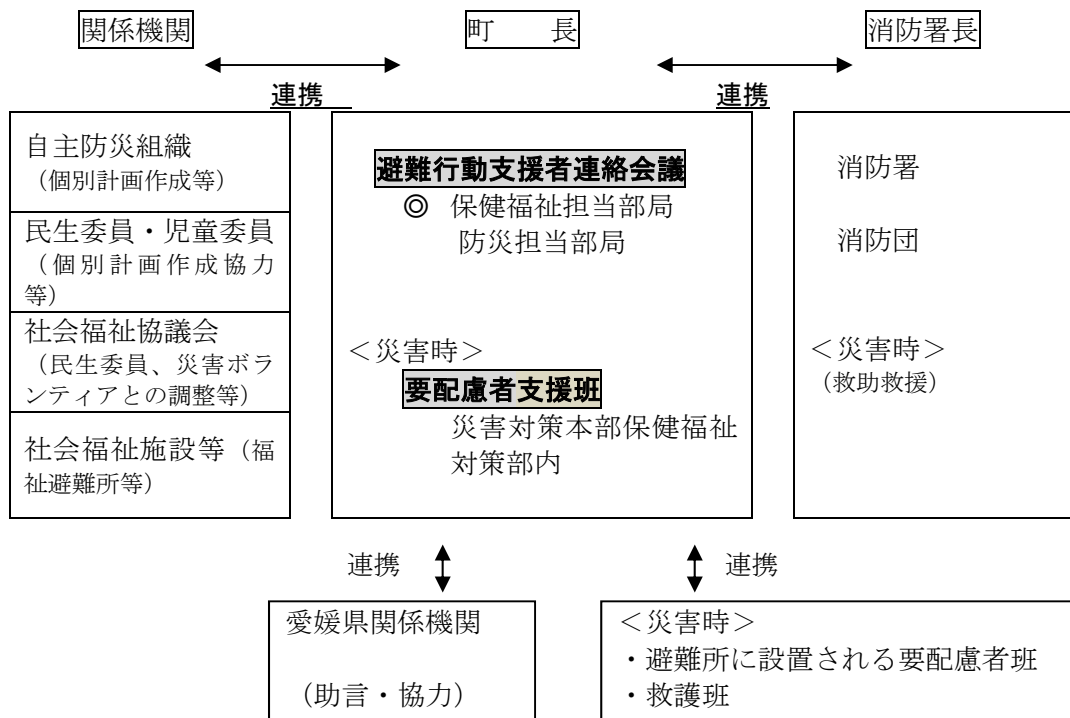
自主防災組織に対して、地域コミュニティの互助意識の醸成、避難行動要支援者と地域との交流促進、避難行動要支援者支援を対象とした防災訓練の実施について、積極的に働きかけや支援に取り組んでいくものとする。

6 関係機関等の役割

関係機関等	平 常 時	災 害 時
町保健福祉担当部局	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難行動要支援者連絡会議の設置 ② 高齢者や障がい者等の要配慮者に関する各種情報に基づく<u>避難行動要支援者対象者リスト*11</u>の作成 ③ 避難行動要支援者対象者リスト掲載者の把握調査・名簿情報提供のための同意確認 ④ 難病患者の県からの情報取得 ⑤ 個別計画作成についての広報等 ⑥ 高齢者及び障がい者の調査・把握結果を取りまとめて避難行動要支援者名簿を作成 ⑦ <u>避難行動要支援者名簿（同意者）*13</u>の整理 ⑧ 避難行動要支援者名簿（同意者）掲載者の自主防災組織への個別計画作成依頼 ⑨ 避難行動要支援者名簿（同意者）の避難支援等関係者への提供 ⑩ 福祉避難所の指定、運営体制の確保 ⑪ 避難行動要支援者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施 ⑫ 避難行動要支援者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害対策本部保健福祉対策部内に要配慮者支援班を設置 ② 避難行動要支援者名簿（同意者及び不同意者の最新のもの）の避難支援等関係者への提供 ③ 避難・安否情報の集約・確認 ④ 指定避難所・<u>福祉避難所*12</u>の開設・運営 ⑤ 指定避難所に設置される要配慮者班と連携して避難行動要支援者を含む要配慮者の支援
町防災担当部局	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難行動要支援者名簿（同意者）の共有 ② 避難準備情報等の情報伝達体制の整備 ③ 避難行動要支援者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難準備・高齢者等避難開始等の発表・伝達 ② 避難行動要支援者名簿（同意者及び不同意者の最新のもの）の共有 ③ 指定避難所・福祉避難所への物資支援 ④ 指定避難所・福祉避難所の状況確認及び関係機関への報告
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難行動要支援者名簿（同意者）の共有 ② 町からの依頼を受け、避難行動要支援者名簿（同意者）掲載者の個別計画の作成 ③ 避難行動要支援者の個別計画における近隣協力員の選任 ④ 個別計画の変更・修正に関する町への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難行動要支援者及び避難支援等関係者への避難準備・高齢者等避難開始等の伝達 ② 避難行動要支援者名簿（同意者及び不同意者の最新のもの）の共有 ③ 避難行動要支援者への避難支援 ④ 避難行動要支援者の安否確認 ⑤ 避難行動要支援者の被災者の救出・救護活動
民生委員・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難行動要支援者名簿（同意者）の共有 ② 町の依頼を受けて自主防災組織が行う個別計画作成への協力 ③ 避難行動要支援者の個別計画における近隣 	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難行動要支援者名簿（同意者及び不同意者の最新のもの）の共有 ② 避難行動要支援者及び<u>近隣協力員*14</u>への避難準備・高齢者等避難開始等の伝

	協力員の選任協力 ④ 個別計画の変更・修正に関する町への情報提供 ⑤ 避難行動要支援者の生活に関する相談対応、助言、援助	達への協力 ③ 避難行動要支援者の安否確認への協力
福祉協議会	① 避難行動要支援者名簿（同意者）の共有 ② 民生委員・児童委員が協力する個別計画作成への支援 ③ 災害ボランティアセンターの活動体制整備	① 避難行動要支援者名簿（同意者及び不同意者の最新のもの）の共有 ② 町災害ボランティア本部の設置、災害ボランティア等の受入・派遣調整 ③ 総合福祉センターが福祉避難所となった場合の運営への協力
松前消防署	① 要配慮者の避難支援体制整備への協力	① 避難行動要支援者名簿（同意者及び不同意者の最新のもの）の共有 ② 避難行動要支援者の被災者への救助・救援
消防団	① 避難行動要支援者への避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練への協力	① 避難行動要支援者名簿（同意者及び不同意者の最新のもの）の共有 ② 避難行動要支援者への移動支援、避難誘導、救助・救援
社会福祉施設、福祉サービス事業者	① 在宅の避難行動要支援者の名簿情報提供同意や個別計画作成同意への協力 ② 在宅の避難行動要支援者の情報の変更・修正に関する町への情報提供 ③ 在宅の避難行動要支援者の避難支援（移動手段）への協力 ④ 避難先（福祉避難所）としての避難体制への協力	① 避難行動要支援者の受入 ② 福祉避難所開設・運営に協力

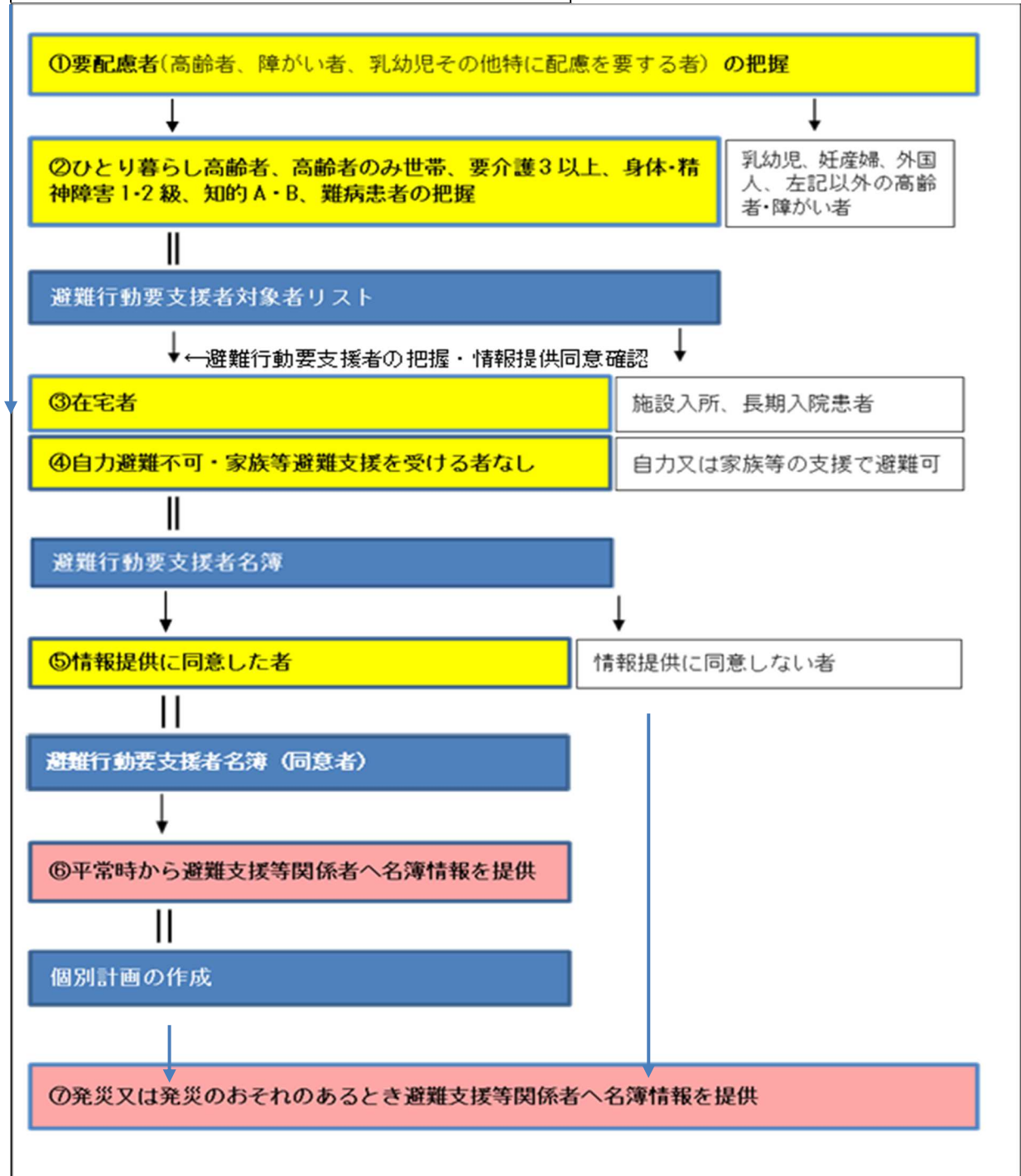
避難行動要支援者支援の推進体制



第2章 避難行動要支援者名簿の作成等

1 避難行動要支援者情報の把握・共有の流れ

避難行動要支援者名簿の対象者特定の流れ



- ① 要配慮者のうち高齢者、障がい者等（難病患者を含む）を避難行動要支援者名簿の対象とする。
② ①のうち、自力避難が困難と考えられる者の範囲を町が把握している情報などから特定して、

避難行動要支援者対象者リスト*11を作成する

- ③ ②のうち在宅の者を対象とする。
- ④ 町が避難支援等関係者への情報提供に同意するかどうかの文書を郵送し、記入後返送してもらい、特定した避難行動要支援者を掲載した避難行動要支援者名簿*6を作成する。
- ⑤ 町は④の結果に基づき、避難支援等関係者への名簿情報の提供に同意した者を避難行動要支援者名簿（同意者）*13として整理する。
- ⑥ 町は⑤の避難行動要支援者名簿（同意者）を個別計画の対象者として自主防災組織に情報提供し、自主防災組織は民生委員・児童委員の協力を得て、戸別訪問して個別計画を作成する。
- ⑦ 避難支援等関係者への情報提供に同意しなかった者は、継続して同意を働きかけるとともに、発災又は発災のおそれが生じたときには、避難支援や安否確認のために避難支援等関係者に名簿情報を提供するものとする。

2 避難行動要支援者対象者リストの作成等

(1) 避難行動要支援者対象者リストの目的

避難行動要支援者の把握調査に限定して使用するため、町保健福祉担当部局は、把握している高齢者や障がい者等の要配慮者に関する各種情報に基づき、避難行動要支援者対象者リスト*11（様式第1号）を作成する。その際、地区別、要介護状態区分別、障がい種別、支援区分別に把握する。

(2) 避難行動要支援者対象者リストの対象者、必要な個人情報、情報の入手方法

一般に、高齢者や障がい者等の要配慮者については、自力で避難が可能な人や避難支援の必要性が少ない人も相当数含まれているため、下表①欄に規定する在宅の要配慮者を対象者として避難行動要支援者対象者リストを作成する。

収集する個人情報は、下表②欄に規定する内容とする。

また、情報の入手方法は、災害対策基本法第49条の10第3項及び町個人情報保護条例第8条第5号の規定に基づき、担当課において把握している下表③欄の台帳等に搭載されている情報を避難行動要支援者対象者リスト作成のために内部利用する。また、難病患者要援護者名簿は、災害対策基本法第49条の10第4項及び町個人情報保護条例第7条第2項第1号の規定に基づき、愛媛県から情報の提供を受ける。

区分	①対象者	②必要な個人情報	③情報の入手方法
在宅高齢者	70歳以上のひとり暮らしの高齢者	氏名、生年月日、性別、住所	住民基本台帳（町民課）
	70歳以上の高齢者のみの世帯の者（2人以上）		
	要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者	氏名、生年月日、性別、住所、要介護度	要介護認定台帳（保険課）
在宅障がい者	身体障害者手帳1・2級の者	氏名、生年月日、性別、住所、身体障害者手帳の種別及び障害等級	身体障害者手帳交付台帳（福祉課）
	療育手帳A・B判定の者	氏名、生年月日、性別、住所、療育手帳の療育判定	療育手帳台帳（福祉課）
	精神障害者保健福祉手帳1・2級の者	氏名、生年月日、性別、住所、精神障害者保健・福祉手帳の障がい等級	精神障害者保健福祉手帳台帳（福祉課）

特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者	氏名、生年月日、性別、住所、疾患名	難病患者要援護者名簿 (県からの情報提供。健康課)
------------------------------	-------------------	------------------------------

(3) 避難行動要支援者対象者リストの適正管理

町保健福祉担当部局は、避難行動要支援者対象者リストを単独で保有・管理し、いづれへも提供しない。避難行動要支援者対象者リストは、避難行動要支援者の避難支援等の目的にのみ利用する。

町職員は、守秘義務を厳守し、電子データで保管する場合はパスワードで管理し、紙媒体で保管する場合は、施錠付きの保管庫に保管するなど、情報の適正管理を徹底する。

3 避難行動要支援者名簿の作成等

(1) 避難行動要支援者名簿の目的

避難行動要支援者名簿^{*6}（様式第2号）は、その名簿情報を避難支援等関係者に提供し、災害が発生したときなどに、避難行動要支援者の避難支援等を円滑、迅速、適切に実施するため、作成するものである。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者

避難行動要支援者名簿に掲載する者は、次のとおりとする。

- ① 避難行動要支援者対象者リストに基づき調査した結果、真に自力で避難することが困難な者で、かつ家族等の避難支援を受けることができない者
- ② 避難行動要支援者対象者リストには掲載されていないが、日中ひとり暮らし、発達障害、同居家族等がいてもなおかつ避難支援等が必要な者など避難支援等関係者の判断により、掲載を求めた者のうち、適当と認められる者
- ③ 形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るために、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求めた者のうち、適当と認められる者

(3) 真に避難支援等が必要な者の把握調査及び情報提供同意確認

町は、避難行動要支援者対象者リスト掲載者については、同居家族等避難を支援する者がいないかなど真に避難支援等が必要な者かどうかや避難支援等関係者に名簿情報の提供することに同意するかどうかについて、避難行動要支援者確認書（様式第3号）を郵送し返信してもらうことで、調査・確認を行うものとする。

なお、郵送に適さない場合や返送されない場合には町が電話や直接訪問して、調査・確認に努めるものとする。

また、重度の認知症や障がい等により、個人情報取り扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得るものとする。

避難能力の有無の判断に当たっては、主として「警戒や避難勧告・指示等の災害関係情報の取得能力」、「避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力」、「避

難行動を取る上で必要な身体能力」に着目する。

なお、同居家族がいる場合であっても、時間帯等によって一人となり家族等の支援を受けることができないなど、避難が困難な状況もあることから、同居家族がいることのみをもって対象外とすることは適切ではないことに注意する。

(4) 避難行動要支援者名簿の記載事項

町は、把握調査の結果に基づき、真に避難支援等が必要な者と判断したものを取りまとめて避難行動要支援者名簿を作成するものとし、次の事項を掲載する。

- ① 掲載者の氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ その他避難支援等の実施に必要な事項

(5) 避難行動要支援者名簿（同意者）の整理

把握調査の際に、避難行動要支援者確認書により、避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意した者を避難行動要支援者名簿（同意者）（様式は第2号と同じ。）に整理するものとする。

難病患者要援護者名簿に掲載された難病患者についても、県から町への情報提供の同意は得ているものの、避難支援等関係者への情報提供の同意は得ていないため、同様に、町が郵送等により、直接難病患者から同意の確認を行い、同意した者を避難行動要支援者名簿（同意者）に整理する。

(6) 避難行動要支援者名簿（同意者）の提供先

町保健福祉担当部局は、避難支援体制を整備するため、平常時から避難行動要支援者名簿（同意者）を町防災担当部局と共有し、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会に提供する。

(7) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、町保健福祉担当部局は、次の手順で避難行動要支援者名簿の更新を行い、定期的に最新の状態に保つよう努める。

- ① 町保健福祉担当部局は、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するため、名簿の更新時期に合わせて、転入や認定などにより、新たに避難行動要支援者名簿の対象者となった者を掲載した避難行動要支援者対象者リスト（異動分）を作成する。
- ② 町保健福祉担当部局は、①の避難行動要支援者対象者リスト（異動分）に基づき、真に避難支援が必要かどうか、平常時からの名簿情報の提供に同意するかどうかについて、郵送により調査確認を行う。
- ③ 町保健福祉担当部局は、死亡、転出、新たな施設への住所など避難行動要支援者の対象者でなくなった者や住所移転等の異動状況を把握する。
- ④ ②及び③により把握した事項に基づき、追加・訂正・削除等の処理を行い、避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者名簿（同意者）を更新するものとする。

- ⑤ 町保健福祉担当部局は、更新された避難行動要支援者名簿（同意者）を、毎年1回、町防災担当部局と共有し、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会に提供する。

（8）避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

① 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供

災害対策基本法の規定により、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

そのため、発災後又は災害が発生するおそれが生じたときに、避難行動要支援者名簿（不同意者を含む最新のもの）を提供する。

ただし、発災時であれば無条件に提供するのではなく、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、適切な情報提供を行うものとする。

② 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先

町保健福祉担当部局は、発災時等に、避難行動要支援者名簿（不同意者を含む最新のもの）を町防災担当部局や松前消防署、伊予警察署、松前町消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員などの避難支援等関係者に提供する。

ただし、自衛隊の部隊や他県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等の支援が受けられる場合は、それらの者にも名簿情報を提供することができるようにする。

③ 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

発災時等に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提供する場合、避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿を保有していない者にも提供することもあるため、その者には（10）の町が講ずる措置のほか、名簿情報の破棄・返却を求めるものとする。

（9）避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては、町の機能が著しく低下することを考え、避難行動要支援者名簿データを町の基幹系サーバに保管し、定期的に電子媒体にバックアップし、町が提携する電算事業者で保管しておくものとする。今後は、クラウドでのデータ管理への移行を検討し、より確実で効率的なバックアップ体制を築いていく。また、原本は電子媒体での管理に加え、紙媒体でも定期的に最新の情報を保管しておく。

（10）避難行動要支援者名簿情報の適正管理

町において避難行動要支援者名簿情報を適正に管理することは、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑にする上で極めて重要であることから、名簿情報の漏えいの防止等情報の適正管理を

行うため、次のような措置を行うものとする。

- ① 避難行動要支援者名簿の原本は町保健福祉担当部局が保管し、副本は提供を受けた者が保管する。
- ② 避難行動要支援者名簿は、町個人情報保護条例の利用及び提供の制限の例外規定に基づくものであり、避難行動要支援者の避難支援の目的にのみ利用する。
- ③ 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ④ 情報セキュリティ対策として、町の情報セキュリティポリシーの遵守を徹底する。
- ⑤ 避難行動要支援者名簿の提出先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催する。その際、災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ⑥ 避難行動要支援者名簿の提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、誓約書などにより守秘義務を厳守する措置をとる。
- ⑦ 情報共有者は、避難行動要支援者名簿を電子データで保管する場合はパスワードで管理し、紙媒体で保管する場合は施錠付きの保管庫に保管する。
- ⑧ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- ⑨ 提供先が団体である場合は、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- ⑩ 定期的に名簿情報の取り扱い状況について、報告させる。
- ⑪ 更新された名簿を提供する際は、更新前の名簿と交換する。

(11) 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務

災害対策基本法により、名簿情報の提供を受けた者や名簿情報を利用して避難支援等に携わる者等は正当な理由がなく名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされている。

そのため、名簿情報の提供先に対して、事前に説明会や研修会を通して、十分理解してもらうよう努めるものとする。

なお、名簿情報の提供を受けた者が、災害発生時に、避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため、緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当する。

第3章 避難行動要支援者の個別計画の作成

1 円滑な個別計画作成への働きかけ

町保健福祉担当部局は、避難行動要支援者確認書の中に、情報提供に同意した場合には、後日、自主防災組織や民生委員・児童委員が個別計画の作成のため訪問するので協力してもらう内容の記述を行うものとする。

また、町は、個別計画の作成を円滑に推進するため、福祉サービス提供事業所に、利用者が個別計画作成に協力するよう、働きかけてもらうとともに、自主防災組織や民生委員・児童委員に対して、個別計画の必要性や活用について理解を深めてもらう取り組みを進めるものとする。

2 個別計画の作成等

(1) 個別計画の作成方法

町は、自主防災組織に対して、避難行動要支援者名簿（同意者）に基づき、個別計画^{*7}（様式第4号）の作成を依頼する。

町は、民生委員・児童委員に対して、自主防災組織が行う個別計画の作成に協力するよう要請する。

自主防災組織は、民生委員・児童委員の協力を得て、避難行動要支援者本人に直接働きかけて具体的な避難支援等の打ち合わせをしながら個別計画を作成する。

(2) 個別計画の記載事項

個別計画には、以下の内容を記載するものとする。

① 避難時に配慮しなければならない事項

「立つことや歩くことができない」、「音が聞こえない」など、留意事項を明記する。また、車椅子が必要であるなどの避難行動要支援者の状態や移動に必要な手段など、避難行動における留意事項を明記する。

② 家族構成

「ひとり暮らし」、「高齢者のみ」など、家族構成を記載する。

③ 緊急時の家族等の連絡先

緊急時の連絡先として、家族など2名の氏名、住所、電話番号等を記載する。

④ 住居状況

普段いる部屋、寝室の位置等を記載する。

⑤ 特記事項

不在の時の目印や避難済みの目印の状況を記載する。

⑥ 近隣協力員^{*14}

近隣協力員は、本人の意思を考慮しながら、隣近所等のできるだけ身近な者から協力を求め複数選定して記載する。また、長期にわたり近隣協力員を引き受けられ

る人を選定する。協力を求めるにあたり、近隣協力員はその時の状況や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行うものとし、避難支援に当たっては近隣協力員本人又は近隣協力員の家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となることを説明する。

隣近所等の中で近隣協力員を選定することが困難な場合は、様々な機関と連携を図り、身近な者から順に近隣協力員を選定するとともに、選定された近隣協力員は、避難行動要支援者との信頼関係の醸成に努めるものとする。

⑦ 避難時に携行する医薬品等

継続的に服薬する必要がある場合などに、必要な医薬品等の名称や分量、服用方法等の情報や掛かりつけ医療機関名等を明記する。

⑧ 避難場所・避難経路

災害時に避難を予定している指定緊急避難場所、指定避難所名を記載する。

略図又は地図の添付により避難場所までの避難経路等を示すとともに、避難経路における注意事項等を記載する。

⑨ 避難先での留意事項

人工透析患者や人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している難病患者等は、保健所、病院など関係する機関への連絡の必要性など避難先で特に配慮や注意の必要な事項、また、避難先において、電源が必要など特に留意する事項について記載する。

3 個別計画の共有、管理

(1) 個別計画の共有の範囲

個別計画の原本は、町が保管し、副本は、避難行動要支援者本人、近隣協力員*14、自主防災組織、民生委員・児童委員が共有する。

(2) 個別計画の適正管理

個別計画を保管する者は、避難支援等の目的以外に個別計画を使用してはならない。

また、個別計画を保管する者は、保管に当たり、避難行動要支援者が同意した者以外が閲覧することのないよう、施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮するなど、個人情報漏えいしないよう、必要な措置を行う。

4 個別計画の確認

避難行動要支援者及び近隣協力員は、迅速・的確な避難が実施できるよう、お互いに個別計画の内容について事前に確認するものとする。

また、町は、自主防災組織、民生委員・児童委員及び近隣協力員の協力を得て、必要に応じて、個別計画の内容について本人に確認する。内容に変更がある場合や更新された避難行動要支援者名簿（同意者）により異動等のある場合には、町は、保有する個別計画を修正するとともに、自主防災組織等の情報共有者に連絡し、個別計画を正しい情報に更新する。

個別計画の作成フロー

区分	町 (保健福祉担当、防災担当)	自主防災組織 民生委員・児童委員	近隣協力員	避難行動要支援者
避難行動要支援者対象者リスト	リストの作成・保管			
避難行動要支援者名簿	避難行動要支援者の把握調査、同意確認、個別計画作成への協力依頼名簿の作成、保管			把握調査・同意確認への回答
	名簿(同意者)の整理及び自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会への提供	名簿(同意者)の保管		(同意)
	不同意者に引き続き同意について働きかけ			(不同意)
個別計画	個別計画の作成を自主防災組織に依頼 民生委員・児童委員に個別計画作成について自主防災組織に協力するよう要請	自：個別計画の作成 民：個別計画作成への協力 近隣協力員への協力依頼	個別計画作成への協力	(対応)
	個別計画の集約、保管、共有者への個別計画の提供	個別計画の共有・保管	個別計画の共有・保管	個別計画の共有・保管

対象者リスト・名簿(同意者)、個別計画の作成、共有

区分	町		民生委員・児童委員	自主防災組織	社会福祉協議会	消防署消防団	伊予署	近隣協力員
	保健福祉	防災						
避難行動要支援者対象者リスト(異動分含む)	作成	◎						
	保有	○						
<平常時>避難行動要支援者名簿	作成	◎						
	保有	○						
<平常時>避難行動要支援者名簿(同意者・異動分含む)	作成	◎						
	共有	○	○	○	○			
<災害時>避難行動要支援者名簿(不同意者を含む最新のもの)	作成	◎						
	共有	○	○	○	○	○	○	
<平常時>個別計画	作成	◎	協力	◎				協力

第4章 避難誘導・安否確認体制の整備

1 避難支援等の実施体制

(1) 町における避難支援体制

町は、避難行動要支援者の避難支援等のため、災害時の業務実施体制や職員配置等町の体制を整備する。

また、町は、災害時に、要配慮者支援班を中心に、防災情報等に基づき、早い段階で避難行動要支援者に対する避難支援体制を整えるとともに、避難準備情報が発表されるなど、避難が必要な段階においては、避難行動要支援者が避難支援等を受けられない場合や近隣協力員が避難支援等を行えない場合等に備え、同支援班の中に、要配慮者避難支援相談窓口を設置し、避難支援要請等に対応する。

(2) 地域における避難支援体制

近隣協力員は、災害発生時に、個別計画に基づく支援を実施するが、何らかの理由により支援が実施できないときは自主防災組織へ連絡するものとする。また、自主防災組織においても支援が実施できないときは、要配慮者支援班又は消防署へ連絡することとする。

町、消防団、自主防災組織等は、防災だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、避難行動要支援者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりにより、地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者の居宅の家屋が倒壊している等、近隣協力員が対応できない場合は、近隣協力員は、自主防災組織、要配慮者支援班又は消防署へ連絡し、救出救助を求めるものとする。

(3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

社会福祉施設等においては、町から提供される防災情報等に基づき、事前に、避難行動要支援者の受入れや移動支援など避難支援体制の準備を行い、町から福祉避難所開設の要請があった場合には、協定に基づき、協力するものとする。

(4) ボランティア等との連携

町及び自主防災組織は、避難支援におけるボランティア等との連携に努めるとともに、特に、被災現場での支援活動経験のあるボランティア等との連携に配慮する。

2 情報伝達体制の整備

(1) 避難準備・高齢者等避難開始等の発表・伝達

町は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、災害時において適時適切に発表する。

避難準備・高齢者等避難開始は、避難行動要支援者にとって、避難を開始しなければならない段階であるため、円滑かつ迅速に避難する上で、重要な情報であることから、特に次の事項に配慮して、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達や早い段階での避難行動を促進する。

なお、避難行動要支援者の災害時の対応能力、災害時に配慮を要する事項については、別表1のとおりである。

- ① 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。
- ② 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。
- ③ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと。

(2) 避難行動要支援者への情報伝達

町は、防災行政無線やファクシミリ、電子メール、放送事業者（ケーブルテレビ含む）からの放送、携帯端末を活用した緊急速報メールのほか、広報車、消防団等による広報等様々な手段を有機的に組み合わせて、避難行動要支援者へ避難準備・高齢者等避難開始等の防災情報を提供する。

特に、視覚・聴覚障がい者への情報伝達については、携帯電話メール機能による災害情報配信サービスの活用を推進する。

また、発表された避難準備・高齢者等避難開始等が避難行動要支援者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど多様な手段を活用して情報伝達を行うものとする。

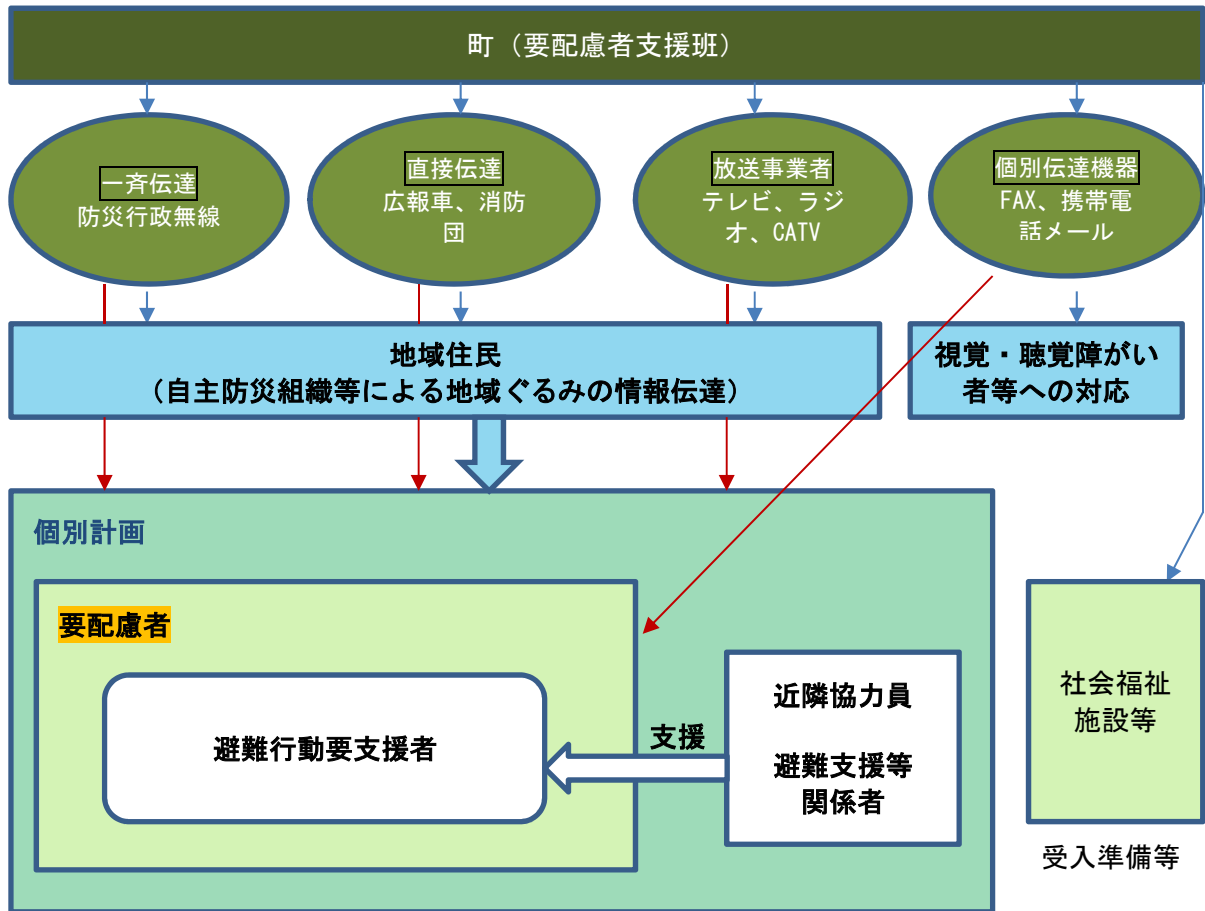
(3) 近隣協力員への情報伝達

町は、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制を使って地域住民に情報を伝達することにより、近隣協力員へ避難準備・高齢者等避難開始等の防災情報を伝達する。

(4) 避難支援等関係者等への情報伝達

町は、避難支援等関係者のほか、障がい者団体等の福祉関係者、近隣協力員、地域住民等が避難行動要支援者の支援体制を速やかに整えられるよう、防災情報を積極的に提供し、避難行動要支援者の支援体制の確保に努める。

避難行動要支援者避難支援等の情報伝達イメージ



3 避難支援等関係者の安全確保

(1) 避難支援等関係者等の対応原則

避難支援等関係者は、名簿情報や個別計画に基づいて避難支援等を行う。

その際、避難支援等関係者は、避難支援等関係者本人やその家族等の生命、身体の安全を守ることが大前提であるため、災害応急対策に従事する者は、地域の実情や災害の状況に応じて、安全確保に十分配慮して、可能な範囲で避難支援等を行うものとする。

(2) 避難支援等関係者等の安全確保

町は、避難支援等関係者のほか、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者、地域住民等に対し、避難行動要支援者情報の収集・共有や避難支援プランの必要性、管理方法、避難行動要支援者の状況に配慮した避難支援方法等について、説明会や研修会、広報紙、ホームページ等を通じて普及を図り、避難支援等関係者等の安全確保に努める。

また、地域においても、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、避難ルールを決め、計画を作り、周知する。その上で、一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうよう努める。

4 避難行動要支援者の安否確認の実施

(1) 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認は、避難行動要支援者名簿を有効に活用して行うものとする。

避難行動要支援者が無事であっても、介護者や保護者がいなくなったり、介護者自身が負傷や高齢、障がいにより発災時に支援が必要になったりすることやライフラインの供給が止まるなどした場合、せっかく助かった避難行動要支援者の命まで失いかねないことも想定されるため、町が避難行動要支援者名簿を活用して、安否確認のとれていない在宅避難者等の安否確認を進める。

また、適切に安否確認がなされると考える福祉事業者、障がい者団体、民間の企業や団体等と災害発生前に協力を依頼しておくなど、多方面から安否確認ができる体制づくりに努めるものとする。

(2) 安否確認情報の収集

安否情報の収集については、避難所において実施するが、親戚宅や知人宅に避難し、避難所に避難しない避難行動要支援者も多いことから、避難所においてだけでは安否情報の収集は難しい側面がある。このため、町は、要配慮者支援班に安否情報収集窓口（避難支援相談窓口）を設置し、避難行動要支援者の安否情報を収集する。

(3) 近隣協力員による情報伝達、安否確認、報告

- ① 災害が発生した場合、近隣協力員は、まず、自分や家族の身の安全を確保した上で、避難行動要支援者の支援に向かう。情報伝達及び安否確認、さらには救護・避難誘導といった支援を状況に応じて円滑かつ迅速に実行する。
- ② 近隣協力員は、町からの防災無線や地域で入手した情報をもとに、避難行動要支援者に災害情報を伝達する。その際、訪問、電話、ファクシミリなど、避難行動要支援者の特性に応じた手段により実施する。
- ③ 近隣協力員は、情報を伝達する際に、安否確認を行う。その際、避難行動要支援者自身や居住家屋の被害状況等を把握し避難の必要があるかどうかを考え、適切な支援を行う。
- ④ 近隣協力員は、避難行動要支援者を避難先へ移送した場合や避難行動要支援者の親戚宅等への避難情報を得た場合等は、避難所又は安否情報収集窓口に報告するものとする。

5 避難支援訓練の実施

町は、避難行動要支援者の避難支援等関係者（自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団）、地域住民、近隣協力員、福祉事業所、ボランティア等と協力・連携し、地域防災訓練等において避難行動要支援者の避難支援訓練を実施する。

避難支援訓練を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者が参加し、**避難準備・高齢者等避難開始**等の発表や情報伝達、避難場所への避難行動支援、発災直後の安否確認、指定緊急避難場所から指定避難所等への移送などについて実際に機能するか点検する。

避難行動要支援者が参加する場合、防災に関するパンフレット等を点字訳や拡大文字、音声等でも提供したり、分りやすい内容で作成したりするなど、避難行動要支援者一人ひとりの防災意識を高めることに努める。

第5章 避難所等における支援体制

1 指定緊急避難場所以降の避難行動要支援者への対応

発災時に助かった避難行動要支援者の命が、その後の避難生活において配慮が足りなかったために失われるといったことがないように次の事項に配慮して、避難後の避難行動要支援者の支援を行うものとする。

(1) 避難行動要支援者の引継ぎ

避難行動要支援者及び名簿情報を、避難支援等関係者から指定緊急避難場所や指定避難所、福祉避難所の責任者（避難所に設置される要配慮者班又は避難所の施設管理者）に引き継がれるよう、名簿情報に避難所生活での留意事項や避難所生活後の生活支援に活用できる事項などを記載する。

(2) 避難行動要支援者の指定緊急避難場所から指定避難所等への移送

町は、避難行動要支援者をできるだけ早く指定緊急避難場所から指定避難所又は福祉避難所へ移送できるよう、あらかじめ、福祉サービス提供事業者や福祉施設と避難行動要支援者の移送や車両の使用について協定を結ぶものとする。

発災後は、避難行動要支援者の移送の責任者となった者が中心となって、協定を結んだ事業者等に移送を依頼するものとする。その際には、名簿情報等必要な情報も併せて引き継ぐものとする。

2 指定避難所における避難行動要支援者への対応

(1) 開設の周知

町は、防災情報と施設の状態を確認後、できるだけ早く指定避難所の開設を指示する。

開設にあたっては、様々な情報伝達手段により住民への周知を図る。

(2) 避難所に設置される要配慮者班との連携

町は、要配慮者支援班が中心となり、避難支援等関係者の協力により、避難所に設置される要配慮者班と連携し、避難所において必要となる要配慮者（避難行動要支援者含む）支援に関する相談や要配慮者のニーズ等に対応する。

指定避難所に設置される要配慮者班の業務（災害時避難所運営マニュアル）

- 要配慮者の相談窓口を設置
 - ・要配慮者からの相談への対応、確実な情報伝達や救援物資の提供
- 要配慮者の避難状況を把握
 - ・避難行動要支援者名簿等との照合による安否確認、不明者については町へ連絡
- 要配慮者の状況・ニーズを把握

- ・要配慮者一人ひとりのニーズの把握、避難所では対応できないニーズについて町への要請
- 福祉避難室の設置・運営
- 福祉避難所への移送

(3) 支援体制の確認

町要配慮者支援班、施設の管理者及び自主防災組織は、平常時から、要配慮者への確実な情報伝達や物資の提供方法等について確認するとともに、避難所における要配慮者支援に関する地域住民の理解を深めるため、避難所設置について関係者による訓練・研修を実施し、避難所における要配慮者のニーズや対応可能な人的・物的資源等の状況を把握する。

町要配慮者支援班は、平常時から、自主防災組織や福祉関係者、近隣協力員の協力を得て、避難所に設置される要配慮者班に従事する者の確保に努めるとともに、施設管理者、自主防災組織、福祉関係者等と協働して、施設の状況、要配慮者に配慮した利用方法等について確認し、改善に努める。

(4) 優先的支援の実施

避難所に設置される要配慮者班は、大規模災害時等の避難所スペースや支援物資等が限られた状況においては、支援者の有無や障がいの種類・程度等に応じ、早期に支援を実施すべき要配慮者について優先的に対応する。

3 福祉避難所

(1) 福祉避難所の確保

町は、避難行動要支援者名簿や個別計画の作成を通じ、福祉避難所へ避難する必要がある者の概数を把握し、福祉避難所の指定要件、指定目標を設定するとともに、町内の福祉避難所として利用可能な施設を洗い出し、所有者、名称、管理者、使用可能なスペースの状況、施設整備の状況、職員体制などを調査し、整理する。

(2) 福祉避難所の指定

町は、指定要件を踏まえ、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難所として、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。

社会福祉施設等を福祉避難所とする場合は、事前に協定を結び、円滑な開設・受入・運営が行われる体制を整備する。

適切な場所に施設がない場合又は不足する場合は、必要に応じて、教室・保健室を含め、一般の避難所の区画された部屋で対応する。

町は、町内の福祉避難所等が被災し、要配慮者の受入体制が整わないことに備えて、他市町との相互応援協定の締結にも配慮する。また、大規模災害等において、避難生活の長期化により、要配慮者が健康に支障をきたすなど町において対応が困難な場合には、県に支援を要請する。

(3) 設置・運営等

町は、福祉避難所の円滑な運営のため、施設管理者との連携や施設利用方法の確認等福祉避難所の設置・運営訓練を実施する。

また、災害時は、別に定める福祉避難所運営マニュアルにより、福祉避難所の設置・運営を行う。

指定福祉避難所一覧表

施設名	設置主体	住所	連絡先	避難定員
松前町 総合福祉センター	松前町(指定管理者 は社会福祉協議会)	筒井 710-1	985-3200	262 人
養護老人ホーム 和楽園	伊予市伊予郡養護老 人ホーム組合	大溝 96-1	984-1265	154 人
軽費老人ホーム ひまわり苑	社会福祉法人 鶴寿会	鶴吉 635-1	985-0170	21 人
介護老人福祉施設 こより	社会福祉法人 昌樹会	神崎 586-3	985-5411	9 人
介護老人保健施設 菜の花	医療法人 光佑会	神崎 578-1	984-7087	24 人
総合福祉施設 エンゼル	社会福祉法人 エンゼル	北川原 33-1	984-6407	49 人
グループホーム ひなたぼっこ	医療法人 河辺整形外科	西高柳 267-1	984-0022	9 人
グループホーム エンゼルなかがわら	社会福祉法人 エンゼル	中川原 168-1	984-7666	25 人
介護付有料老人ホーム 笑歩会まさき	株式会社 アコンプリシー	筒井 317-2	985-1210	10 人